

【パブリックコメント参考資料】

「箕面市手話言語条例」（素案）の考え方について

I. 条例の目的

手話への理解の促進及び手話の普及に関し基本理念を定め、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす地域社会をめざすため、本条例を制定するものである。

II. 箕面市手話言語条例（素案）の概要

1 基本理念

- (1) 手話の利用機会の確保は、相互理解及び個性と人格の尊重を基本として行われなければならない。
- (2) 手話を利用する人が意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。
- (3) 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有することの理解を基本として行われなければならない。

2 市の責務

- (1) 市は、手話に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策を推進する。
- (2) 市は、ろう者が手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することができる環境の整備を促進する施策を推進する。
- (3) 市は、市が主催する行事等において、意思疎通支援者の配置を進める施策を推進する。

3 市民の役割

- (1) 市民は、手話に対する理解を深めるよう努める。
- (2) 市民は、ろう者が、手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、ろう者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解するよう努める。
- (3) 市民は、相互に手話を利用することを尊重するよう努める。
- (4) 市民は、手話の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努める。

4 事業者等の役割

- (1) 事業者等は、手話に対する理解を深めるよう努める。
- (2) 事業者等は、ろう者が、手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、ろう者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解するよう努める。
- (3) 事業者等は、ろう者が手話及を利用できるよう、合理的な配慮を行うよう努める。
- (4) 事業者等は、手話の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努める。

5 意見の聴取

- (1) 市は、市障害福祉計画等の策定又は変更の機会において、各施策の内容の検討及び見直しを行うに当たり、ろう者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。

6 財政上の措置

- (1) 市は、各施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

7 手話の利用環境の整備等

- (1) 手話を学ぶ機会の提供
(2) 学校等による手話に対する理解の促進
(3) 事業者等による手話に対する理解の促進

Ⅲ. スケジュール

- | | |
|-------------|------------------------|
| ・ 令和5年8月 | パブリックコメント実施 |
| ・ 令和5年9～10月 | 条例案の見直し、条例案の確定 |
| ・ 令和5年10月 | パブリックコメントの意見集約・結果の公表 |
| ・ 令和5年12月 | 令和5年第4回箕面市議会定例会に条例案を提案 |